

朝霞市市制施行60周年まであと〇日！カウントダウンフォト投稿企画 募集要項

1 目的

朝霞市が令和9年3月15日に市制施行60周年を迎えるに当たり、朝霞市市制施行60周年記念事業実施方針に基づき、記念日までの60日間を市民等からの公募写真を活用して発信することで、市全体でお祝いの機運を高めるとともに、市への愛着醸成を図ることを目的とします。

2 募集期間

令和8年8月20日(木) 午前9時から

※60日前(令和9年1月14日(木))～1日前(令和9年3月14日(日))の60枠限定

※先着順(掲載予定数に達し次第、募集終了)

3 応募資格

市内在住・在勤・在学の方、また、朝霞市にゆかりのある方ならどなたでも応募することができます。(個人・家族・グループ・事業所などでもOK)

4 募集内容及び注意点

市制施行60周年をお祝いする写真で、カウントダウンフォトとして以下を満たすものを募集します。

(写真の例)

- ・「60」周年や「〇」日前の数字にちなんだ写真
- ・おめでとうが伝わる写真
- ・「朝霞が好き」が伝わる写真
- ・朝霞で過ごす日常の写真

(写真の注意点)

- ・人物写真であること
- ・被写体をなるべく中央に映しているもの
(市でロゴマークを付けるほか正方形にトリミング等の加工を行う場合があるため)
- ・朝霞市内で撮影した写真であること
- ・今回の投稿企画用に撮影したもの
- ・生成AIや合成などで加工していないもの(色彩等の調整は可)

5 応募方法

所定のフォームから必要事項を入力し送信してください。

(応募から投稿までの流れ)

- ①応募フォームから『〇日前』を選択して応募
- ②応募完了メールが届いたら予約完了
- ③カウントダウンフォトを撮影

④応募完了メールに記載の期日までに送信専用フォームで撮影写真とコメント送信
⇒市制施行『〇日前』に、シティ・プロモーション課公式Instagramで投稿

6 対象外とする写真

以下に該当する写真は投稿対象外とします。

- (1)宗教・営利を目的としたもの、政治目的のもの(選挙運動も含む)、著作権や第三者の権利を侵害するもの、名誉・信用・プライバシー等を毀損するもの、迷惑行為となるもの、差別的なもの、公序良俗に反するもの、その他法令違反となるもの、又はその恐れがあると市が判断するもの
- (2)市が指定した期間内に送信されなかったもの
- (3)「4 募集内容及び注意点」に記載の条件を満たさないもの
- (4)その他、市制施行 60 周年のお祝いの趣旨にふさわしくないと市が判断したもの

7 注意事項

- ①応募に当たっては、応募者だけでなく写真に映る全員が同意の上で応募してください。
また、未成年者の応募については、保護者の同意を得て応募してください。
- ②応募や撮影に係る費用については、応募者の負担とします。
- ③カウントダウンフォトを投稿した旨の通知は行いません。
- ④応募写真は返却しません。
- ⑤撮影した写真について、第三者から権利侵害などの損害賠償が提訴された場合は、応募者自らの責任と費用で解決してください。なお、市では一切の責任は負いかねます。
また、応募写真に関連し、市が損害を被った場合は、損害を賠償していただく場合があります。
- ⑥電子データを送信中に事故等によりメールが届かない場合や何らかの障害又は本市セキュリティ上、データファイルを展開できない等の問題が発生した場合、市は一切の責任を負いません。
- ⑦撮影した写真は、市制60周年事業の広報活動のために、記念式典や市広報紙等の広報媒体にて使用させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ⑧個人情報、掲載に関する事項、応募者への連絡以外の目的には使用しません。
- ⑨氏名の掲載を望まれない場合は、必ずニックネームを記入してください。
- ⑩掲載したあとであっても、掲載対象外となるものがあつた場合は、掲載を取り消すことがあります。
- ⑪本募集要項に基づく応募以外に、催事等で本市から市制60周年記念カウントダウンフォト事業の撮影を依頼する場合があります(本募集要項に基づき応募された写真等以外が掲載される場合があります。)

8 問い合わせ

朝霞市 市長公室 シティ・プロモーション課
住所:〒351-8501 朝霞市本町1-1-1
電話:048-423-3241